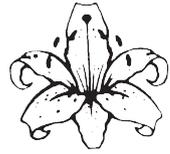


# 神奈川県公報



県の花：山ゆり

令和元年10月21日(月曜日)

号外第30号

毎週火曜日及び金曜日発行

目次	ページ		
○条例		民生委員定数条例の一部を改正する条例(福祉子どもみらい・地域福祉課)	11
神奈川県流域下水道事業の設置等に関する条例(県土整備・下水道課)	4	介護保険法施行条例の一部を改正する条例(福祉子どもみらい・高齢福祉課)	11
地方税法第37条の2第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正する条例(政策・NPO協働推進課)	4	神奈川県公共施設における受動喫煙防止条例の一部を改正する条例(健康医療・健康増進課)	11
職員の分限に関する条例等の一部を改正する条例(総務・人事課)	5	港湾の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例(県土整備・砂防海岸課)	12
神奈川県手数料条例の一部を改正する条例(総務・財政課)	9	神奈川県建築基準条例の一部を改正する条例(県土整備・建築指導課)	12
企業の立地の促進に係る不動産取得税の税率の特例に関する条例の一部を改正する条例(総務・税制企画課)	10	神奈川県立の高等学校等の設置に関する条例の一部を改正する条例(教委・行政課)	12
神奈川県青少年保護育成条例の一部を改正する条例(福祉子どもみらい・青少年課)	10	○規則	
		神奈川県建築基準法施行細則の一部を改正する規則(県土整備・建築指導課)	13

## 本号で公布された条例のあらまし

### 1 神奈川県流域下水道事業の設置等に関する条例

#### (1) 神奈川県流域下水道事業の設置(第1条関係)

都市の健全な発展及び公衆衛生の向上に寄与するとともに、公共用水域の水質の保全に資するため、神奈川県流域下水道事業(以下「流域下水道事業」という。)を設置することとした。

#### (2) 財務規定等の適用(第2条関係)

流域下水道事業に地方公営企業法第2条第2項に規定する財務規定等を適用することとした。

#### (3) 経営の基本(第3条関係)

流域下水道事業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉を増進するように運営されなければならないこと等、経営の基本について定めることとした。

#### (4) 重要な資産の取得及び処分(第4条関係)

予算で定めなければならない流域下水道事業の用に供する資産の取得及び処分の種類及び金額を定めることとした。

#### (5) 議会の同意を要する賠償責任の免除(第5条関係)

流域下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合を、当該職員の賠償責任に係る賠償額が500万円以上である場合とすることとした。

#### (6) 議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等(第6条関係)

流域下水道事業の業務に関し、議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等のものを、負担付きの寄附又は贈与の受領でその金額等が1億円以上のもの及び法律上神奈川県に属する損害賠償の額の決定でその決定に係る金額が500万円以上のものとする事とした。

#### (7) 業務状況説明書類の作成(第7条関係)

知事は、流域下水道事業に関し、毎事業年度、4月1日から9月30日までの業務の状況を説明する書類を11月30日までに、10月1日から3月31日までの業務の状況を説明する書類を翌年度の5月31日までに作成しなければならないこと等、業務状況説明書類の作成について定めることとした。

#### (8) 施行期日等

ア この条例は、令和2年4月1日から施行することとした。

イ 特別会計の設置に関する条例について、所要の規定の整備を行うこととした。

購読料

一箇月二、九三〇円 一箇年三五、一六〇円  
(消費税・地方消費税・送料込み)  
本号一部三六〇円(消費税及び地方消費税込み)

発行

横浜市中央区日本大通一  
神奈川県政策局政策部政策法務課  
電話横浜(〇四五)二一〇一一一

印刷

横浜市鶴見区矢向三一五―二七  
野崎印刷紙器株式会社  
電話横浜(〇四五)五七一―三五〇八

この公報は再生紙を使用しています

**2 地方税法第37条の2第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正する条例**

- (1) 地方税法第37条の2第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人（以下「指定特定非営利活動法人」という。）として2法人を定めるとともに、当該法人に係る神奈川県県税条例第10条第2項の期間を定めることとした。（別表関係）
- (2) 指定特定非営利活動法人のうち1法人について、神奈川県県税条例第10条第2項の期間の更新を行うこととした。（別表関係）
- (3) この条例は、令和元年11月1日から施行することとした。ただし、(1)については、公布の日から施行することとした。
- (4) この条例の施行に関し必要な経過措置を定めることとした。

**3 職員の分限に関する条例等の一部を改正する条例**

- (1) 公布日施行関係  
元号が改められたことに伴い、職員の退職手当に関する条例の規定を整備することとした。（第4条関係）
- (2) 令和元年12月14日施行関係  
地方公務員法の一部改正に伴い、職員の退職手当に関する条例等計3条例の退職手当等の支給に関する規定を整備することとした。（第4条、第8条、第10条関係）
- (3) 令和2年4月1日施行関係  
ア 地方公務員法及び地方自治法の一部改正により会計年度任用職員制度が創設されたことに伴い、職員の分限に関する条例等計13条例について所要の改正を行うこととした。（第1条～第13条関係）  
イ アに伴い、職員の旅費に関する条例の題名を「職員の旅費及び旅行に要する費用の弁償に関する条例」に改めることとした。（第5条関係）  
ウ アに伴い、職員の給与に関する条例の題名を「職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例」に改めることとした。（第8条関係）

**4 神奈川県手数料条例の一部を改正する条例**

- (1) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部改正に伴い、2以上の建築物の場合の建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料等の徴収について定めることとした。（別表関係）
- (2) この条例は、公布の日から起算して1月を超えない範囲内において規則で定める日から施行することとした。

**5 企業の立地の促進に係る不動産取得税の税率の特例に関する条例の一部を改正する条例**

- (1) 不動産取得税の不均一課税について、企業立地支援事業（次のいずれかに該当する事業のうち、県内における企業の立地を支援することが適当であるものとして知事が認めるものをいう。）を行う者（令和元年11月1日から令和6年3月31日までの間に当該企業立地支援事業に係る認定の申請をした者に限る。）が、一定の家屋又はその敷地である土地を取得した場合に適用することとした。（第2条、第3条関係）  
ア 次のいずれかに該当する事業のうち、日本標準産業分類に定める一定の分類に属する事業
  - (イ) 食品その他の心身の状態の改善に資するものに関する事業
  - (ロ) ロボットに関する事業
  - (ハ) 太陽光、風力その他の再生可能エネルギー源（永続的に利用することができると認められるエネルギー源をいう。）の利用に関する事業
  - (ニ) 水素エネルギーに関する事業
  - (ホ) 観光に関する事業
  - (ヘ) 技術革新の進展に即応した高度な産業技術を用いて研究開発がされ、又は製造される素材に関する事業
  - (ニ) 高度な医療の提供に資する医療技術、医療機器又は医薬品に関する事業
  - (フ) 情報通信又は電子工学に関する事業
  - (ク) 輸送用機械器具に関する事業  
イ 横須賀市、鎌倉市、小田原市、逗子市、三浦市、南足柄市、三浦郡、足柄上郡又は足柄下郡の区域において行われる事業（アに掲げるものを除く。）のうち、日本標準産業分類に定める一定の分類に属する事業
- (2) この条例は、令和元年11月1日から施行することとした。
- (3) この条例の施行に関し必要な経過措置を定めることとした。

**6 神奈川県青少年保護育成条例の一部を改正する条例**

- (1) 何人も、青少年に対し、当該青少年に係る児童ポルノ等の提供を求めてはならないこととした。（第31条の2関係）
- (2) (1)に違反した者であって、青少年に拒まれたにもかかわらず、当該青少年に係る児童ポルノ等の提供を求めたもの等は、

30万円以下の罰金に処することとした。(第53条関係)

- (3) この条例は、令和元年12月1日から施行することとした。ただし、(2)については、令和2年2月1日から施行することとした。

#### 7 民生委員定数条例の一部を改正する条例

- (1) 藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、厚木市、伊勢原市、葉山町及び大井町の区域における民生委員の定数を変更することとした。(別表関係)

- (2) この条例は、令和元年12月1日から施行することとした。

#### 8 介護保険法施行条例の一部を改正する条例

- (1) 神奈川県介護保険審査会の公益を代表する委員の定数を12人以内とすることとした。(第6条関係)

- (2) 介護保険法施行規則の一部改正に伴い、介護医療院サービスの調査に係る介護サービス情報調査手数料について新たに徴収するとともに、規定の整備を行うこととした。(別表関係)

- (3) この条例は、令和元年12月1日から施行することとした。ただし、(1)については、公布の日から施行することとした。

#### 9 神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例の一部を改正する条例

- (1) 喫煙器具又は設備の設置の禁止等に関する規定を削除することとした。

- (2) 神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例における「公共的空間」の用語の意義から喫煙関連研究場所等の施設を除くこととしたほか、規定の整備を行うこととした。(第2条関係)

- (3) 県第1種施設に指定たばこ専用喫煙室を設置してはならないこととし、県第2種施設に指定たばこ専用喫煙室を設置した場合においては、喫煙禁止区域の面積の合計を、当該県第2種施設における公共的空間の面積の合計のおおむね2分の1以上とするよう努めるものとした。(第8条関係)

- (4) 施設管理者に対する表示義務について、禁煙の措置を講じた場合のみとすることとした。(第11条関係)

- (5) 喫煙禁止区域へのたばこの煙の流出防止に係る措置について、特例を認める施設を規定することとした。(第16条関係)

- (6) その他規定の整備を行うこととした。(第9条、第10条、第12条～第15条、第17条、第18条関係)

- (7) この条例は、令和2年4月1日から施行することとした。

#### 10 港湾の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例

- (1) 知事は、知事が特に必要と認めるときについては、第11条第1項の利用料を減免することができることとした。(第12条関係)

- (2) この条例は、公布の日から施行することとした。

#### 11 神奈川県建築基準条例の一部を改正する条例

- (1) 3階を長屋の用途に供する建築物のうち、その階数が3で延べ面積が200平方メートル未満のものであって、一定の警報設備を設けたものについて、耐火建築物等としなければならない建築物の対象から除くこととした。(第20条関係)

- (2) 建築基準法及び建築基準法施行令の一部改正に伴い、規定の整備を行うこととした。(第13条、第20条、第28条関係)

- (3) この条例は、公布の日から施行することとした。

#### 12 神奈川県立の高等学校等の設置に関する条例の一部を改正する条例

- (1) 県立高校改革実施計画に基づき、次のとおり県立高等学校を再編・統合することとした。(別表第1関係)

ア 神奈川県立横浜氷取沢高等学校、神奈川県立相模原弥栄高等学校、神奈川県立横須賀南高等学校及び神奈川県立平塚農商高等学校を設置することとした。

イ 神奈川県立磯子高等学校ほか7校を再編・統合することとした。

- (2) 神奈川県立あおば支援学校を設置することとした。(別表第3関係)

- (3) この条例は、令和元年11月1日から施行することとした。ただし、(1)イについては、令和2年4月1日から施行することとした。

条 例

神奈川県流域下水道事業の設置等に関する条例をここに公布する。

令和元年10月21日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

神奈川県条例第30号

神奈川県流域下水道事業の設置等に関する条例

(神奈川県流域下水道事業の設置)

**第1条** 都市の健全な発展及び公衆衛生の向上に寄与するとともに、公共用水域の水質の保全に資するため、神奈川県流域下水道事業（以下「流域下水道事業」という。）を設置する。

(財務規定等の適用)

**第2条** 地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）第2条第3項の規定により、流域下水道事業に法第2条第2項に規定する財務規定等を適用する。

(経営の基本)

**第3条** 流域下水道事業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉を増進するように運営されなければならない。

2 流域下水道事業の経営の目標は、次の表のとおりとする。

流域下水道の名称	処理区	関係市町	計画汚水量
相模川流域下水道	左岸処理区	相模原市、平塚市、藤沢市、茅ヶ崎市、海老名市、座間市、綾瀬市及び寒川町	1 処理人口 184万1,000人 2 1日最大処理量 93万3,000立方メートル
	右岸処理区	平塚市、厚木市、伊勢原市、大磯町及び愛川町	
酒匂川流域下水道	左岸処理区	小田原市、秦野市、二宮町、中井町、大井町及び松田町	1 処理人口 27万8,000人 2 1日最大処理量 22万9,000立方メートル
	右岸処理区	小田原市、南足柄市、山北町、開成町及び箱根町	

(重要な資産の取得及び処分)

**第4条** 法第33条第2項の規定により予算で定めなければならない流域下水道事業の用に供する資産の取得及び処分は、予定価格（適正な対価を得てする売払い以外の方法による譲渡にあっては、その適正な見積価額）が1億円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは譲渡（不動産の信託の場合を除き、土地については、その面積が1件2万平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは譲渡とする。

(議会の同意を要する賠償責任の免除)

**第5条** 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2の2第8項の規定により条例で定める場合は、流域下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任に係る賠償額が500万円以上である場合とする。

(議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等)

**第6条** 流域下水道事業の業務に関し、法第40条第2項の規定により条例で定めるものは、負担付きの寄附又は贈与の受領でそ

の金額又は目的物の価額が1億円以上のもの及び法律上神奈川県義務に属する損害賠償の額の決定でその決定に係る金額が500万円以上のものとする。

(業務状況説明書類の作成)

**第7条** 知事は、流域下水道事業に関し、法第40条の2第1項の規定により、毎事業年度、4月1日から9月30日までの業務の状況を説明する書類を11月30日までに、10月1日から3月31日までの業務の状況を説明する書類を翌年度の5月31日までに作成しなければならない。

2 前項の書類には、次の各号に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 事業の概況
- (2) 経理の状況
- (3) その他知事が必要と認める事項

3 天災その他やむを得ない事由により、第1項に定める期日までに同項の書類を作成できなかった場合は、知事は、その事由がやんだ後速やかにこれを作成しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(特別会計の設置に関する条例の一部改正)

2 特別会計の設置に関する条例（昭和39年神奈川県条例第75号）の一部を次のように改正する。

別表神奈川県流域下水道事業会計の項を削る。

(特別会計の設置に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

3 前項の規定による改正前の特別会計の設置に関する条例第2条の規定により設置された神奈川県流域下水道事業会計（以下「旧特別会計」という。）の令和元年度分の決算に関しては、なお従前の例による。

4 旧特別会計の令和元年度の出納の完結の際旧特別会計に係る権利及び義務並びに旧特別会計に属する現金及び財産は、流域下水道事業に係る法第17条の規定により設置される特別会計が承継する。

地方税法第37条の2第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年10月21日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

神奈川県条例第31号

地方税法第37条の2第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正する条例

地方税法第37条の2第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例（平成24年神奈川県条例第39号）の一部を次のように改正する。

別表特定非営利活動法人だんだんの樹の項を削り、同表に次のように加える。

NPO法人アール・ド・ヴィーヴル	小田原市久野906番地アネシスヒルズ102号室	平成31年1月1日から令和6年10月31日まで
特定非営利活動法人横浜移動サービス協議会	横浜市中区真砂町三丁目33番地	平成31年1月1日から令和6年10月31日まで
特定非営利活動法人だんだんの樹	横浜市区領家二丁目6番地の1	令和元年11月1日から令和6年10月31日まで

**附 則**

- この条例は、令和元年11月1日から施行する。ただし、別表に次のように加える改正規定（特定非営利活動法人だんだんの樹の項に係る部分を除く。）は、公布の日から施行する。
- 改正前の別表の規定は、この条例の施行の前日に同表特定非営利活動法人だんだんの樹の項に規定する特定非営利活動法人に対して寄附金を支出した場合について、なおその効力を有する。

職員の分限に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年10月21日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

神奈川県条例第32号

**職員の分限に関する条例等の一部を改正する条例**

(職員の分限に関する条例の一部改正)

**第1条** 職員の分限に関する条例（昭和26年神奈川県条例第53号）の一部を次のように改正する。

第4条中第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

- 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員の休職の期間の上限は、第1項及び前2項の規定にかかわらず、当該職員の任期とする。

(職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正)

**第2条** 職員の懲戒の手續及び効果に関する条例（昭和26年神奈川県条例第54号）の一部を次のように改正する。

第4条中「額」の次に「又は基本報酬（常勤の職員に支給される給料に相当する報酬をいう。）の額」を加える。

(神奈川県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

**第3条** 神奈川県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和28年神奈川県条例第23号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「及び地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）を「(臨時的任用職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第22条の3第1項の規定により臨時的に任用された職員をいう。）を除く。）及び法」に、「職員」というを「職員」と総称する」に改める。

第4条を次のように改める。

(会計年度任用職員及び臨時的任用職員の給与)

**第4条** 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員及び臨時的任用職員の給与の種類及び基準については、職員の給与との均衡を考慮して管理者が定める。

(職員の退職手当に関する条例の一部改正)

**第4条** 職員の退職手当に関する条例（昭和29年神奈川県条例第7号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1項を加える。

- 地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、前項の規定は、適用しない。

第6条の5第2項中「職員の給与に関する条例」を「職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例」に改める。

第12条第1項第2号中「(同法第16条第1号に該当する場合を除く。)」を削る。

附則第27項中「職員の給与に関する条例」を「職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例」に改める。

附則第28項第3号中「平成32年3月31日」を「令和2年3月31日」に改め、同項第4号中「平成32年4月1日から平成33年3月31日まで」を「令和2年4月1日から令和3年3月31日まで」に改める。

附則第29項中「平成34年3月31日」を「令和4年3月31日」に改める。

(職員の旅費に関する条例の一部改正)

**第5条** 職員の旅費に関する条例（昭和31年神奈川県条例第26号）の一部を次のように改正する。

題名中「旅費」の次に「及び旅行に要する費用の弁償」を加える。

目次中「第38条」を「第39条」に改める。

第1条中「定」を「定め」に改め、「旅費」の次に「及び旅行に要する費用の弁償」を加え、「共に」を「ともに」に改める。

第2条第2項中「職員の給与に関する条例」を「職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例」に改める。

第38条を第39条とし、第37条を第38条とし、第36条の次に次の1条を加える。

(費用弁償)

**第37条** 地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員の出張又は赴任に要する費用の弁償については、旅費の支給の例による。

附則第3項及び第4項中「第37条、第38条」を「第38条、第39条」に改める。

(市町村立学校県費負担教職員の分限に関する条例の一部改正)

**第6条** 市町村立学校県費負担教職員の分限に関する条例（昭和31年神奈川県条例第35号）の一部を次のように改正する。

第4条中第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

- 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員の第1項及び前2項の規定による休職の期間の上限は、これらの規定にかかわらず、当該職員の任期とする。

(市町村立学校県費負担教職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正)

**第7条** 市町村立学校県費負担教職員の懲戒の手續及び効果に関する条例（昭和31年神奈川県条例第36号）の一部を次のように改正する。

第4条中「額」の次に「又は基本報酬（常勤の職員に支給さ

れる給料に相当する報酬をいう。)の額を加える。

(職員の給与に関する条例の一部改正)

**第8条** 職員の給与に関する条例(昭和32年神奈川県条例第52号)の一部を次のように改正する。

題名中「給与」の次に「及び通勤に要する費用の弁償」を加える。

第1条中「第24条第5項」の次に「及び地方自治法(昭和22年法律第67号)第203条の2第5項」を、「給与」の次に「及び地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員の通勤に要する費用の弁償」を加える。

第3条第2項中「第19条に規定する職員」を「地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員及び同法第22条の3第1項の規定により臨時的に任用された職員(以下「臨時的任用職員」という。)」に、「すべて」を「全て」に改める。

第15条第1項中「、若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し」を削る。

第15条の2第2号中「(同法第16条第1号に該当して失職した職員を除く。)」を削り、同条第3号及び第4号中「禁錮」を「禁錮」に改める。

第16条第1項中「、若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し」を削る。

第18条の次に次の2条を加える。

(会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償)

**第18条の2** 地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員(以下この条において「第1号会計年度任用職員」という。)については、常勤の職員の給与との権衡等を考慮して、予算の範囲内で、報酬、期末手当及び通勤に要する費用を支給する。

2 基本報酬(常勤の職員に支給される給料に相当する報酬をいう。以下この条において同じ。)の額は、次の各号に掲げる者の区分に応じて、当該各号に掲げる職務の級における最高の号給の額を超えない範囲内において、職務の経験、従事する職務の特殊性等に応じて任命権者が決定する。

- (1) 次号から第6号までに該当する者以外の者 行政職給料表(1)の1級
- (2) 機器の運転操作、庁舎の監視及びこれらに準ずる業務に従事する者 行政職給料表(2)の1級
- (3) 医師及び歯科医師 医療職給料表(1)の2級
- (4) 医療技術職員、獣医師その他これらに類する者 医療職給料表(2)の2級
- (5) 助産師、看護師、准看護師その他これらに類する者 医療職給料表(3)の2級
- (6) 社会福祉施設等に勤務し、指導、保育、介護等の業務に従事する者その他これに類する者 福祉職給料表の1級

3 前項の規定にかかわらず、従事する職務の性質その他特別の事情により同項の規定により難しい場合には、任命権者は、これらの事情に応じて基本報酬の額を決定することができる。

4 基本報酬は、月額、日額又は時間額とする。

5 任命権者は、基本報酬の額に、第1号会計年度任用職員が従事する職務の内容及び特殊性を考慮して、常勤の職員に支

給される手当の額に相当する額を加えた額をもつて報酬の額とすることができる。この場合において、各手当に相当する額は、常勤の職員に支給される手当の額を超えない額とする。

6 6月1日及び12月1日にそれぞれ在職する第1号会計年度任用職員(その任期が6月以上の者であつて1週間当たりの勤務時間が15時間30分以上のものその他任命権者が定める者に限る。)については、常勤の職員の例により計算した額の期末手当を支給する。

7 第1項の通勤に要する費用の額は、第9条の5の規定による通勤手当に相当する額とし、常勤の職員に支給される通勤手当の額を超えない範囲内において任命権者が定める。

8 第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び通勤に要する費用は、職員の申出により、口座振替の方法により支払うことができる。

9 前各項に規定するもののほか、第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び通勤に要する費用の支給に関し必要な事項は、任命権者が定める。

(会計年度任用職員の給料及び手当)

**第18条の3** 地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員(以下この条において「第2号会計年度任用職員」という。)については、常勤の職員の給与との権衡等を考慮して、予算の範囲内で、給料及び手当を支給する。

2 前項の給料の額は、前条第2項各号に掲げる者の区分に応じて、当該各号に掲げる職務の級における最高の号給の額を超えない範囲内において、職務の経験、従事する職務の特殊性等に応じて任命権者が決定する。

3 前項の規定にかかわらず、従事する職務の性質その他特別の事情により同項の規定により難しい場合には、任命権者は、これらの事情に応じて給料の額を決定することができる。

4 第1項の給料は、月額とする。

5 第2号会計年度任用職員については、従事する職務の内容及び特殊性を考慮して、常勤の職員に支給される手当の額を超えない範囲内において、初任給調整手当、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、特地勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当又は勤勉手当を支給する。ただし、期末手当及び勤勉手当は、任期が6月以上の者その他任命権者が定める者に限り、支給する。

6 第2号会計年度任用職員の給料及び手当は、職員の申出により、口座振替の方法により支払うことができる。

7 前各項に規定するもののほか、第2号会計年度任用職員の給料及び手当の支給に関し必要な事項は、任命権者が定める。第19条の見出し中「及び非常勤職員」を削り、同条第2項を削る。

附則第22項中「職員の給与に関する条例」を「職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例」に改める。

別表第1の備考中「第19条に規定する職員」を「地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員及び臨時的任用職員」に改める。

(職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

**第9条** 職員の勤務時間、休暇等に関する条例(昭和32年神奈川

県条例第54号)の一部を次のように改正する。

第16条の2第3項及び第17条の3第1項中「職員の給与に関する条例」を「職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例」に改める。

第19条中「常勤を要しない職員」を「非常勤職員」に改める。  
(学校職員の給与等に関する条例の一部改正)

**第10条** 学校職員の給与等に関する条例(昭和32年神奈川県条例第56号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第24条第5項」の次に「、地方自治法(昭和22年法律第67号)第203条の2第5項」を加える。

第3条第2項中「第23条に規定する職員」を「地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員及び同法第22条の3第1項の規定により臨時的に任用された職員(第23条において「臨時的任用職員」という。)」に、「すべて」を「全て」に改める。

第19条第1項中「、若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し」を削る。

第19条の2第2号中「(同法第16条第1号に該当して失職した職員を除く。)」を削り、同条第3号及び第4号中「禁錮」を「禁固」に改める。

第20条第1項中「、若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し」を削る。

第22条の次に次の2条を加える。

(会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償)

**第22条の2** 地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員(以下この条において「第1号会計年度任用職員」という。)については、常勤の職員の給与との権衡等を考慮して、予算の範囲内で、報酬、期末手当及び通勤に要する費用を支給する。

2 基本報酬(常勤の職員に支給される給料に相当する報酬をいう。以下この条において同じ。)の額は、次の各号に掲げる者の区分に応じて、当該各号に掲げる職務の級における最高の号給の額を超えない範囲内において、職務の経験、従事する職務の特殊性等に応じて教育委員会が決定する。

- (1) 次号から第8号までに該当する者以外の者 学校行政職給料表の1級
- (2) 講師その他これに類する者 教育職給料表の2級
- (3) 学校栄養職員 学校栄養職給料表の1級
- (4) 機器の運転操作、庁舎の監視及びこれらに準ずる業務に従事する者 職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例(昭和32年神奈川県条例第52号。以下「給与条例」という。)第3条第1項第2号の行政職給料表(2)の1級
- (5) 医師及び歯科医師 給与条例第3条第1項第8号の医療職給料表(1)の2級
- (6) 医療技術職員その他これに類する者 給与条例第3条第1項第9号の医療職給料表(2)の2級
- (7) 看護師、准看護師その他これらに類する者 給与条例第3条第1項第10号の医療職給料表(3)の2級
- (8) 特別支援学校等に勤務し、指導、保育、介護等の業務に従事する者その他これに類する者 給与条例第3条第1項

第11号の福祉職給料表の1級

3 前項の規定にかかわらず、従事する職務の性質その他特別の事情により同項の規定により難い場合には、教育委員会は、これらの事情に応じて基本報酬の額を決定することができる。

4 基本報酬は、月額、日額又は時間額とする。

5 教育委員会は、基本報酬の額に、第1号会計年度任用職員が従事する職務の内容及び特殊性を考慮して、常勤の職員に支給される手当(第2項第4号から第8号までに掲げる者にあつては、給与条例第3条第1項第2号又は第8号から第11号までに掲げる給料表の適用を受ける者に支給される手当のうち教育委員会が定めるものを含む。以下この項において同じ。)の額に相当する額を加えた額をもつて報酬の額とすることができる。この場合において、各手当に相当する額は、常勤の職員に支給される手当の額を超えない額とする。

6 6月1日及び12月1日にそれぞれ在職する第1号会計年度任用職員(その任期が6月以上の者であつて1週間当たりの勤務時間が15時間30分以上のものその他教育委員会が定める者に限る。)については、常勤の職員の例により計算した額の期末手当を支給する。

7 第1項の通勤に要する費用の額は、第9条の5の規定による通勤手当に相当する額とし、常勤の職員に支給される通勤手当の額を超えない範囲内において教育委員会が定める。

8 第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び通勤に要する費用は、職員の申出により、口座振替の方法により支払うことができる。

9 前各項に規定するもののほか、第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び通勤に要する費用の支給に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

(会計年度任用職員の給料及び手当)

**第22条の3** 地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員(以下この条において「第2号会計年度任用職員」という。)については、常勤の職員の給与との権衡等を考慮して、予算の範囲内で、給料及び手当を支給する。

2 前項の給料の額は、前条第2項各号に掲げる者の区分に応じて、当該各号に掲げる職務の級における最高の号給の額を超えない範囲内において、職務の経験、従事する職務の特殊性等に応じて教育委員会が決定する。

3 前項の規定にかかわらず、従事する職務の性質その他特別の事情により同項の規定により難い場合には、教育委員会は、これらの事情に応じて給料の額を決定することができる。

4 第1項の給料は、月額とする。

5 第2号会計年度任用職員については、従事する職務の内容及び特殊性を考慮して、常勤の職員に支給される手当の額を超えない範囲内において、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、へき地手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、宿日直手当、期末手当、勤勉手当、義務教育等教員特別手当、定時制通信教育手当又は産業教育手当を支給する。ただし、期末手当及び勤勉手当は、任期が6月以上の者その他教育委員会が定める者に限り、支給する。

6 前項に規定する手当のほか、前条第2項第4号から第8号

までに掲げる者については、給与条例第3条第1項第2号又は第8号から第11号までに掲げる給料表の適用を受ける者の例により、初任給調整手当又は夜間勤務手当を支給する。

7 第2号会計年度任用職員の給料及び手当は、職員の申出により、口座振替の方法により支払うことができる。

8 前各項に規定するもののほか、第2号会計年度任用職員の給料及び手当の支給に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

第23条の見出し中「及び非常勤職員」を削り、同条第2項を削る。

第26条の見出し中「旅費」の次に「及び費用弁償」を加え、同条中「旅費」の次に「(第1号会計年度任用職員が公務のため旅行する場合にあつては、当該旅行に要する費用)」を加える。

(学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

**第11条** 学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例(昭和32年神奈川県条例第57号)の一部を次のように改正する。

第14条の3第1項中「職員の給与に関する条例」を「職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例」に改める。

第17条中「常勤を要しない職員」を「非常勤職員」に改める。  
(職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

**第12条** 職員の育児休業等に関する条例(平成4年神奈川県条例第7号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「職員の給与に関する条例」を「職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例」に改め、同条第2項中「職員の給与に関する条例」を「職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例」に改め、「している職員」の次に「(地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員を除く。)」を加える。

第8条中「した職員」の次に「(地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。)」を加える。

第17条の見出し及び同条中「職員の給与に関する条例」を「職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例」に改め、同条の表第6条第3項の項を削る。

第19条の表第6条第3項の項を削る。

第26条(見出しを含む。)及び第30条中「職員の給与に関する条例」を「職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例」に改める。

(神奈川県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

**第13条** 神奈川県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成17年神奈川県条例第11号)の一部を次のように改正する。

第2条中「占める職員」の次に「及び同法第22条の2第1項第2号に掲げる職員」を加える。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第4条中職員の退職手当に関する条例附則第28項及び第29項の改正規定、第5条中職員の旅費に関する条例第1条の改正規定(「旅費」の次に「及び旅行に要する費用の弁償」を加

える部分を除く。)、第8条中職員の給与に関する条例第3条第2項の改正規定(「すべて」を「全て」に改める部分に限る。)並びに同条例第15条の2第3号及び第4号の改正規定、第10条中学校職員の給与等に関する条例第3条第2項の改正規定(「すべて」を「全て」に改める部分に限る。)並びに同条例第19条の2第3号及び第4号の改正規定並びに第12条中職員の育児休業等に関する条例第17条の改正規定(同条の表第6条第3項の項を削る部分に限る。)及び同条例第19条の改正規定公布の日

(2) 第4条中職員の退職手当に関する条例第12条第1項第2号の改正規定、第8条中職員の給与に関する条例第15条第1項、第15条の2第2号及び第16条第1項の改正規定並びに第10条中学校職員の給与等に関する条例第19条第1項、第19条の2第2号及び第20条第1項の改正規定 令和元年12月14日

(教育長の給与等に関する条例の一部改正)

2 教育長の給与等に関する条例(昭和24年神奈川県条例第42号)の一部を次のように改正する。

第2条及び第3条第2項中「職員の給与に関する条例」を「職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例」に改める。  
(監査委員の給与等に関する条例の一部改正)

3 監査委員の給与等に関する条例(昭和26年神奈川県条例第8号)の一部を次のように改正する。

第5条及び第6条第2項中「職員の給与に関する条例」を「職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例」に改める。  
(知事及び副知事の給与等に関する条例の一部改正)

4 知事及び副知事の給与等に関する条例(昭和28年神奈川県条例第8号)の一部を次のように改正する。

第2条及び第3条第2項中「職員の給与に関する条例」を「職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例」に改める。  
(職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

5 職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和32年神奈川県条例第53号)の一部を次のように改正する。

第1条中「職員の給与に関する条例」を「職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例」に改める。  
(公営企業管理者の給与等に関する条例の一部改正)

6 公営企業管理者の給与等に関する条例(昭和41年神奈川県条例第51号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「職員の給与に関する条例」を「職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例」に改める。

(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正)

7 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和63年神奈川県条例第6号)の一部を次のように改正する。

第5条中「職員の給与に関する条例」を「職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例」に改める。  
(公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正)

8 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成13年神奈川県条例第61号)の一部を次のように改正する。

第7条及び第18条中「職員の給与に関する条例」を「職員の

給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例」に改める。

(任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正)

9 任期付研究員の採用等に関する条例(平成14年神奈川県条例第5号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「職員の給与に関する条例」を「職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例」に改める。

(任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

10 任期付職員の採用等に関する条例(平成15年神奈川県条例第4号)の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「職員の給与に関する条例」を「職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例」に改める。

(職員の修学部分休業に関する条例の一部改正)

11 職員の修学部分休業に関する条例(平成17年神奈川県条例第9号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「職員の給与に関する条例」を「職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例」に改める。

(職員の高齢者部分休業に関する条例の一部改正)

12 職員の高齢者部分休業に関する条例(平成17年神奈川県条例第10号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「職員の給与に関する条例」を「職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例」に改める。

(特別職の秘書の職の指定等に関する条例の一部改正)

13 特別職の秘書の職の指定等に関する条例(平成20年神奈川県条例第5号)の一部を次のように改正する。

第4条及び第5条第2項中「職員の給与に関する条例」を「職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例」に改める。  
(専門委員、顧問及び参与の設置等並びに専門委員その他の非常勤職員の報酬等に関する条例の一部改正)

14 専門委員、顧問及び参与の設置等並びに専門委員その他の非常勤職員の報酬等に関する条例(平成25年神奈川県条例第110号)の一部を次のように改正する。

第9条中「職員の給与に関する条例」を「職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例」に改める。

神奈川県手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年10月21日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

神奈川県条例第33号

**神奈川県手数料条例の一部を改正する条例**

神奈川県手数料条例(平成12年神奈川県条例第2号)の一部を次のように改正する。

別表の8 県土整備局関係の表56の項(2)の次に次のように加える。

(3) 2以上の建築物の場合(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第29条第3項に規定する他の建築物を含む場合をいう。次項、59の項及び60の項において同じ。)当該計画に係る建築物について、次に掲げる建築物の区分に応じそれぞれ次に定める金額を合算した金額

ア 申請に係る建築物

(1)又は(2)の規定の例により算定した金額

イ 他の建築物(ウに掲げるものを除く。)

(1)又は(2)の規定の例により算定した金額

ウ 他の建築物(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第1項第4号に掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ登録住宅性能評価機関等による審査を受けたもの又は住宅性能評価を行った住宅に係るものに限る。)

次項(1)又は(2)の規定の例により算定した金額

別表の8 県土整備局関係の表57の項中「第30条第1項各号」を「第30条第1項第1号から第3号まで」に改め、同項(2)の次に次のように加える。

(3) 2以上の建築物の場合 当該計画に係る建築物について、次に掲げる建築物の区分に応じそれぞれ次に定める金額を合算した金額

ア 申請に係る建築物

(1)又は(2)の規定の例により算定した金額

イ 他の建築物(ウに掲げるものを除く。)

前項(1)又は(2)の規定の例により算定した金額

ウ 他の建築物(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第1項第4号に掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ登録住宅性能評価機関等による審査を受けたもの又は住宅性能評価を行った住宅に係るものに限る。)

(1)又は(2)の規定の例により算定した金額

別表の8 県土整備局関係の表59の項(2)の次に次のように加える。

(3) 2以上の建築物の場合 当該計画に係る建築物について、次に掲げる建築物の区分に応じそれぞれ次に定める金額を合算した金額

ア 申請に係る建築物で、建築物のエネルギー消費性能に変更が生じるもの

(1)又は(2)の規定の例により算定した金額

イ 既に計画の認定を受けた他の建築物で、建築物のエネルギー消費性能に変更が生じるもの(ウに掲げるものを除く。)

(1)又は(2)の規定の例により算定した金額

ウ 既に計画の認定を受けた他の建築物で、建築物のエネルギー消費性能に変更が生じるもの(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第1項第4号に掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ登録住宅性能評価機関等による審査を受けたものに限る。)

次項(1)又は(2)の規定の例により算定した金額

エ 新たに計画に追加する建築物(オに掲げるものを除く。)

56の項(1)又は(2)の規定の例により算定した金額

オ 新たに計画に追加する建築物(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第1項第4号に掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ登録住宅性能評価機関等による審査を受けたもの又は住宅性能評価を行った住宅に係るものに限る。)

57の項(1)又は(2)の規定の例により算定した金額

別表の8 県土整備局関係の表60の項中「第30条第1項各号」を「第30条第1項第1号から第3号まで」に改め、同項(2)の次に

次のように加える。

(3) 2以上の建築物の場合 当該計画に係る建築物について、次に掲げる建築物の区分に応じそれぞれ次に定める金額を合算した金額

ア 申請に係る建築物で、建築物のエネルギー消費性能に変更が生じるもの

(1)又は(2)の規定の例により算定した金額

イ 既に計画の認定を受けた他の建築物で、建築物のエネルギー消費性能に変更が生じるもの(ウに掲げるものを除く。)

前項(1)又は(2)の規定の例により算定した金額

ウ 既に計画の認定を受けた他の建築物で、建築物のエネルギー消費性能に変更が生じるもの(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第1項第4号に掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ登録住宅性能評価機関等による審査を受けたものに限る。)

(1)又は(2)の規定の例により算定した金額

エ 新たに計画に追加する建築物(オに掲げるものを除く。)

56の項(1)又は(2)の規定の例により算定した金額

オ 新たに計画に追加する建築物(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第1項第4号に掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ登録住宅性能評価機関等による審査を受けたもの又は住宅性能評価を行った住宅に係るものに限る。)

57の項(1)又は(2)の規定の例により算定した金額

附 則

この条例は、公布の日から起算して1月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

企業の立地の促進に係る不動産取得税の税率の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年10月21日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

神奈川県条例第34号

企業の立地の促進に係る不動産取得税の税率の特例に関する条例の一部を改正する条例

企業の立地の促進に係る不動産取得税の税率の特例に関する条例(平成16年神奈川県条例第62号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号を次のように改める。

(1) 企業立地支援事業 次のいずれかに該当する事業のうち、県内における企業の立地を支援することが適当であるものとして知事が認めるものをいう。

ア 次のいずれかに該当する事業のうち、統計法(平成19年法律第53号)第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類(以下「日本標準産業分類」という。)に定める大分類E-製造業、大分類F-電気・ガス・熱供給・水道業、大分類G-情報通信業、大分類I-卸売業、小売業、大分類L-学術研究、専門・技術サービス業、大分類M-宿泊業、飲食サービス業又は大分類N-生活関連サービス業、娯楽業に属するもの

(7) 食品その他の心身の状態の改善に資するものに関する事業

(4) ロボットに関する事業

(9) 太陽光、風力その他の再生可能エネルギー源(永続的に利用することができると認められるエネルギー源をいう。)の利用に関する事業

(5) 水素エネルギーに関する事業

(4) 観光に関する事業

(7) 技術革新の進展に即応した高度な産業技術を用いて研究開発がされ、又は製造される素材に関する事業

(8) 高度な医療の提供に資する医療技術、医療機器又は医薬品に関する事業

(7) 情報通信又は電子工学に関する事業

(7) 輸送用機械器具に関する事業

イ 横須賀市、鎌倉市、小田原市、逗子市、三浦市、南足柄市、三浦郡、足柄上郡又は足柄下郡の区域において行われる事業(アに掲げるものを除く。)のうち、日本標準産業分類に定める中分類09-食料品製造業又は中分類10-飲料・たばこ・飼料製造業(たばこ、飼料又は有機質肥料製造業に係るものを除く。)に属するもの

第3条中「平成28年4月1日から平成32年3月31日まで」を「令和元年11月1日から令和6年3月31日まで」に改める。

附 則

1 この条例は、令和元年11月1日から施行する。

2 改正前の第2条第1号の企業立地支援事業を行う者(平成28年4月1日から令和元年10月31日までの間に当該企業立地支援事業に係る同号の規定による認定の申請をした者に限る。)が同条第2号の対象不動産を取得した場合における当該対象不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

神奈川県青少年保護育成条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年10月21日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

神奈川県条例第35号

神奈川県青少年保護育成条例の一部を改正する条例

神奈川県青少年保護育成条例(昭和30年神奈川県条例第1号)の一部を次のように改正する。

第31条の次に次の1条を加える。

(児童ポルノ等の提供を求める行為の禁止)

第31条の2 何人も、青少年に対し、当該青少年に係る児童ポルノ等(児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律(平成11年法律第52号)第2条第3項に規定する児童ポルノ及び同項各号のいずれかに掲げる姿態を視覚により認識することができる方法により描写した情報を記録した電磁的記録その他の記録をいう。第53条第4項第13号において同じ。)の提供を求めてはならない。

第53条第4項中第14号を第15号とし、第13号を第14号とし、第

12号の次に次の1号を加える。

(13) 第31条の2の規定に違反した者であつて、次のいずれかに該当するもの

ア 青少年に拒まれたにもかかわらず、当該青少年に係る児童ポルノ等の提供を求めた者

イ 青少年を威迫し、欺き、若しくは困惑させ、又は青少年に対し、対償を供与し、若しくはその供与の約束をする方法により、当該青少年に係る児童ポルノ等の提供を求めた者

**附 則**

この条例は、令和元年12月1日から施行する。ただし、第53条第4項の改正規定は、令和2年2月1日から施行する。

民生委員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年10月21日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

神奈川県条例第36号

**民生委員定数条例の一部を改正する条例**

民生委員定数条例（平成26年神奈川県条例第68号）の一部を次のように改正する。

別表藤沢市の項中「517人」を「520人」に改め、同表小田原市の項中「339人」を「341人」に改め、同表茅ヶ崎市の項中「324人」を「328人」に改め、同表厚木市の項中「300人」を「303人」に改め、同表伊勢原市の項中「141人」を「143人」に改め、同表葉山町の項中「52人」を「53人」に改め、同表大井町の項中「38人」を「39人」に改める。

**附 則**

この条例は、令和元年12月1日から施行する。

介護保険法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年10月21日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

神奈川県条例第37号

**介護保険法施行条例の一部を改正する条例**

介護保険法施行条例（平成12年神奈川県条例第27号）の一部を次のように改正する。

第6条中「90人」を「12人」に改める。

別表23の項(18)中「介護老人福祉施設、」を「介護福祉施設サービス、」に改め、同項(19)中「介護老人保健施設並びに」を「介護保健施設サービス並びに」に改め、同項(20)中「介護療養型医療施設」を「介護療養施設サービス」に改め、「介護老人保健施設」の次に「及び介護医療院」を加え、同項中(20)を(21)とし、(19)の次に次のように加える。

(20) 介護医療院サービス並びに短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護（介護医療院において行うものに限る。）のうちいずれか1以上の調査

2万4,050円

**附 則**

この条例は、令和元年12月1日から施行する。ただし、第6条の改正規定は、公布の日から施行する。

神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年10月21日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

神奈川県条例第38号

**神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例の一部を改正する条例**

神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例（平成21年神奈川県条例第27号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「の煙」の次に「(蒸気を含む。以下同じ。)」を加え、同条第2号中「及び喫煙所」を「並びに喫煙関連研究場所(健康増進法(平成14年法律第103号。以下「法」という。)第28条第14号に掲げる喫煙関連研究場所をいう。以下同じ。)、喫煙専用室(法第33条第3項第1号に規定する喫煙専用室をいう。以下同じ。)、法第40条第1項各号に掲げる場所及び健康増進法施行令(平成14年政令第361号)第4条第1号に該当する施設)に改め、同条第3号ア中「第1種施設」を「県第1種施設」に改め、同号イ中「第2種施設」を「県第2種施設」に改め、同条中第6号から第8号までを削り、第9号を第6号とし、第10号を第7号とする。

第8条を次のように改める。

(指定たばこ専用喫煙室の規制)

**第8条** 県第1種施設の施設管理者は、その管理する公共的施設に指定たばこ専用喫煙室(健康増進法の一部を改正する法律(平成30年法律第78号。以下「改正法」という。))附則第3条第1項の規定により読み替えられた法第33条第3項第1号に規定する指定たばこ専用喫煙室をいう。以下同じ。)を設置してはならない。

2 県第2種施設の施設管理者は、その管理する公共的施設に指定たばこ専用喫煙室を設置した場合においては、喫煙禁止区域(公共的空間のうち、法及びこの条例の規定により喫煙することができない区域をいう。以下同じ。)の面積の合計を、当該県第2種施設における公共的空間の面積の合計のおおむね2分の1以上とするよう努めるものとする。

第9条及び第10条を削る。

第11条中「第9条第2項の規定により分煙の措置を講じ、又は前条の規定により喫煙所」を「喫煙区域(指定たばこ専用喫煙室、喫煙専用室、法第35条第3項第1号に規定する喫煙目的室又は改正法附則第2条第1項の規定により読み替えられた法第33条第3項第1号に規定する喫煙可能室をいう。以下同じ。)」に、「分煙の措置により設けられた喫煙区域又は当該喫煙所」を「喫煙区域」に改め、同条を第9条とする。

第12条を削る。

第13条の見出し中「未成年者」を「二十歳未満の者又は未成年者」に改め、同条第1項中「(第9条第2項の規定による分煙の措置により設けられたものに限る。以下同じ。))及び喫煙所(第10条の規定により設けられたものに限る。以下同じ。)」を削り、「未成

年者」を「二十歳未満の者」に改め、同条第2項中「及び喫煙所」を削り、同条第3項を削り、同条を第10条とする。

第14条を削る。

第15条第1項中「次の各号に掲げる区分に応じ」を「公共的施設について禁煙（公共的施設の全部（喫煙関連研究場所及び法第40条第1項各号に掲げる場所を除く。以下この項において同じ。）を喫煙することができない区域とすることをいう。）の措置を講じたときは」に、「当該各号に定める」を「当該公共的施設の入り口に、当該公共的施設の全部が喫煙禁止区域である旨の」に改め、各号を削り、同条第2項中「第9条第1項又は第2項の規定により」を「受動喫煙を防止するために」に改め、同条を第11条とし、第16条を第12条とする。

第17条中「第9条第1項若しくは第2項、第11条、第12条、第13条第1項（第20条第3項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）又は第15条第1項（第9条第2項、第12条及び第13条第1項を除き、これらの規定を第22条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）を「第8条第1項、第9条（法第34条第1項又は法第36条第1項による勧告をする場合を除く。）、第10条第1項（業務に従事する者が立ち入る場合を除く。）又は第11条第1項」に改め、同条を第13条とし、第18条を第14条とする。

第19条中「第17条」を「第13条」に改め、同条を第15条とする。

第20条を削る。

第21条の見出しを「(特例県第2種施設)」に改め、同条第1項中「第2種施設」を「県第2種施設」に改め、「(次項において「特例第2種施設」という。）」を削り、「第9条第2項及び第3項、第11条、第12条、第13条第1項、第14条並びに第15条第1項」を「第9条」に、「これらの規定」を「法」に、「を要しない」を「で足りるものとする」に改め、同項ただし書中「これらの措置を」を「当該措置を」に、「これらの措置に」を「当該措置に」に改め、同項に次の2号を加える。

(4) 法第28条第7号に規定する喫煙目的施設

(5) 改正法附則第2条第2項に規定する既存特定飲食提供施設のうち屋内全部を喫煙可能室とした施設（第2号に掲げる施設を除く。）

第21条第2項を削り、同条を第16条とする。

第22条を削り、第23条を第17条とする。

第24条第1項第1号中「第16条第1項」を「第12条第1項」とし、同項第2号中「第19条」を「第15条」とし、同条第2項を削り、同条を第18条とする。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

港湾の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年10月21日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

神奈川県条例第39号

港湾の設置及び管理等に関する条例の一部を改正す

る条例

港湾の設置及び管理等に関する条例（昭和39年神奈川県条例第93号）の一部を次のように改正する。

第12条第2項第6号中「認める船舶又は車両により港湾の施設を利用する」を「必要と認める」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

神奈川県建築基準条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年10月21日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

神奈川県条例第40号

神奈川県建築基準条例の一部を改正する条例

神奈川県建築基準条例（昭和35年神奈川県条例第28号）の一部を次のように改正する。

第13条中「第112条第1項」を「第112条第2項」に改める。

第20条第1項中「3階を長屋の用途に供する建築物」の次に「(階数が3で延べ面積が200平方メートル未満のものであつて、政令第110条の5の技術的基準に従って警報設備を設けたものを除く。）」を加え、「政令第136条の2の技術的基準に適合する」を「知事が別に定める構造方法を用いる」に改める。

第28条第2号中「第112条第13項」を「第112条第18項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

神奈川県立の高等学校等の設置に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年10月21日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

神奈川県条例第41号

神奈川県立の高等学校等の設置に関する条例の一部を改正する条例

神奈川県立の高等学校等の設置に関する条例（昭和39年神奈川県条例第68号）の一部を次のように改正する。

別表第1 神奈川県立磯子工業高等学校の項の次に次のように加える。

神奈川県立横浜氷取沢高等学校	横浜市磯子区氷取沢町938番地の2
----------------	-------------------

別表第1 神奈川県立磯子高等学校の項及び神奈川県立氷取沢高等学校の項を削り、同表神奈川県立上溝南高等学校の項の次に次のように加える。

神奈川県立相模原弥栄高等学校	相模原市中央区弥栄三丁目1番8号
----------------	------------------

別表第1 神奈川県立弥栄高等学校の項及び神奈川県立相模原青陵高等学校の項を削り、同表神奈川県立津久井浜高等学校の項の次に次のように加える。

神奈川県立横須賀南高等学校	横須賀市佐原4丁目20番1号
---------------	----------------

別表第1 神奈川県立大楠高等学校の項及び神奈川県立横須賀明光高等学校の項を削り、同表神奈川県立平塚江南高等学校の項の次に次のように加える。

神奈川県立平塚農商高等学校	平塚市達上ヶ丘10番10号
---------------	---------------

別表第1 神奈川県立平塚農業高等学校の項及び神奈川県立平塚商業高等学校の項を削る。

別表第3 神奈川県立座間養護学校の項の次に次のように加える。

神奈川県立あおば支援学校	横浜市青葉区上谷本町109番地
--------------	-----------------

**附 則**

この条例は、令和元年11月1日から施行する。ただし、別表第1 神奈川県立磯子高等学校の項、神奈川県立氷取沢高等学校の項、神奈川県立弥栄高等学校の項、神奈川県立相模原青陵高等学校の項、神奈川県立大楠高等学校の項、神奈川県立横須賀明光高等学校の項、神奈川県立平塚農業高等学校の項及び神奈川県立平塚商業高等学校の項を削る改正規定は、令和2年4月1日から施行する。

**規 則**

神奈川県建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年10月21日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

神奈川県規則第44号

**神奈川県建築基準法施行細則の一部を改正する規則**

神奈川県建築基準法施行細則（昭和37年神奈川県規則第97号）の一部を次のように改正する。

第12条の3の見出し中「基準」の次に「等」を加え、同条第2号ウを次のように改める。

ウ 外壁の開口部から当該開口部のある階の上階の開口部へ延焼するおそれがある場合においては、当該外壁の開口部の上部にひさしその他これに類するもので、次の(ア)から(エ)までのいずれかに該当する構造方法を用いるものが、防火上有効に設けられていること。

- (ア) 準耐火構造の床又は壁に用いる構造方法
- (イ) 防火構造に用いる構造方法
- (ウ) 政令第109条の3第2号ハ又は第115条の2第1項第4号に規定する構造に用いる構造方法
- (エ) 不燃材料で造ること。

第12条の3第3号中「その構造が、政令第129条の2の3第1項第1号ハ(2)に規定する構造である」を「前号ウに規定する構造方法を用いる」に改め、同条に次の1項を加える。

2 条例第20条第1項の知事が別に定める構造方法は、防火地域又は準防火地域内の建築物の部分及び防火設備の構造方法を定める件（令和元年国土交通省告示第194号）第4第1号イに掲げるものとする。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。